

緊急時におけるダム利水容量の有効活用に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）とは、緊急時におけるダム利水容量の有効活用に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、異常洪水時等の緊急時におけるダム利水容量を有効活用（以下「ダム活用」という。）するための基本的な事項を定め、ダム下流域における洪水被害の軽減を図ることを目的とする。

（対象）

第2条 この協定の対象となるダムは、甲が管理する二川ダム、椿山ダム、及び七川ダムとする。

（実施内容）

第3条 甲と乙は、第1条の目的を達成するため、相互に協力し情報及び意見の交換に努め、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 異常洪水時等の緊急時におけるダム活用
- (2) その他本協定の目的に沿うこと

2 前項に定めるダム活用の内容については、別途、甲と乙で協議して定めるものとする。

（実施責任）

第4条 この協定に基づくダム活用についての関係機関への周知及び実施に伴う第三者からの問い合わせ等への一切の対応は、甲が責任をもって行うものとする。

2 ダム活用により、貯水池法面の安定性確保等ダムの設備保全のための措置をする必要が生じた場合には、甲の費用負担にて行うものとする。

（機能回復に係る費用負担）

第5条 この協定に基づくダム活用により発電機能が著しく低下し、乙が機能回復のための措置を講じた場合において、甲にその責任があるものとして乙から甲へ費用負担の申し出があったときは、甲と乙で協議するものとする。

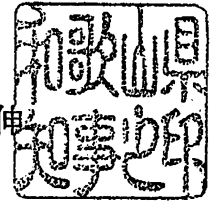
(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 24 年 5 月 29 日

甲 和歌山県知事 仁坂 吉伸



乙 関西電力株式会社
取締役社長 八木 誠

